



喜多方市国土強靱化地域計画【概要版】

第一次計画策定：令和3年3月

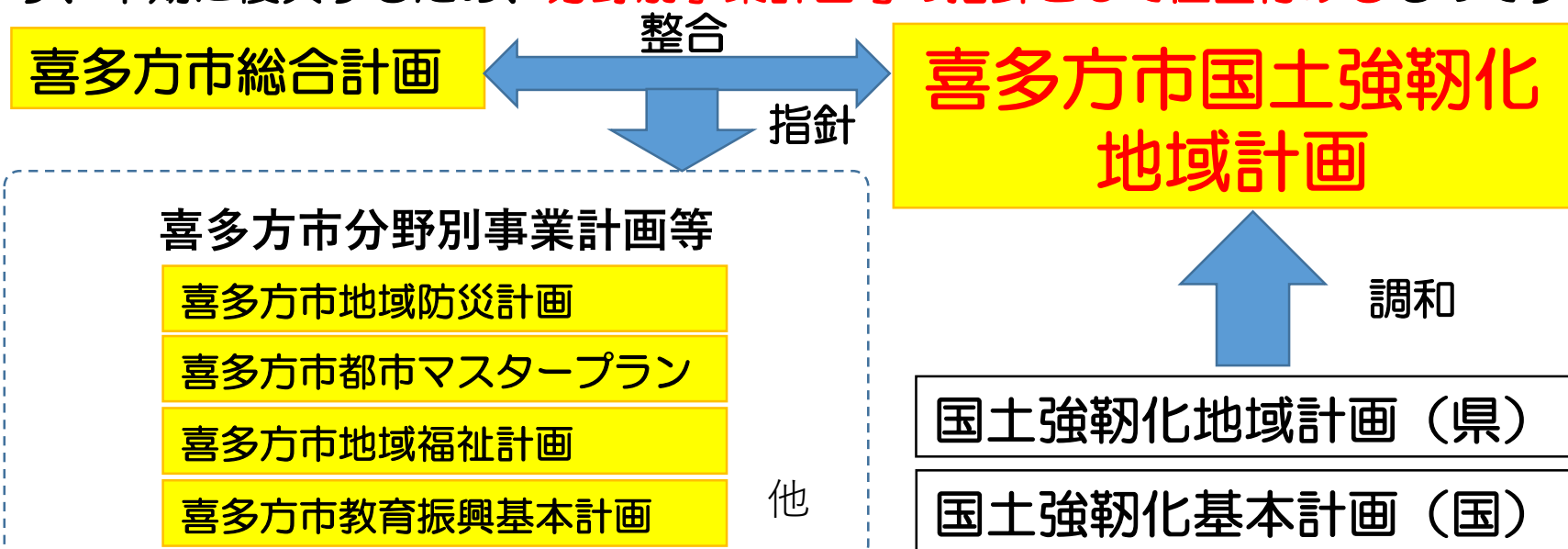
① 計画の策定の趣旨・目的

この計画は、国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、**喜多方市における国土強靱化に係る計画の指針となるべきものとして定める**ものです。

本市において大規模自然災害等による最悪の事態を招かないため、大規模自然災害等が発生しても、本市が平時から取り組んでいる「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」が失われない「**強さ**」と「**しなやかさ**」を備えたまちづくりの構築に向けて策定するものです。

② 計画の位置付け

国土強靱化基本計画（国）及び福島県国土強靱化地域計画（県）との調和を保つものです。また、総合計画と整合を図り、大規模自然災害等により停滞せず、早期に復興するため、**分野別事業計画等の指針として位置付ける**ものです。



③ 計画の期間

喜多方市総合計画との整合を図るため、**令和3年度から令和8年度までの6年間**としますが、期間中にも必要に応じて見直すこととします。

④ 基本目標

本市の強靱化を推進する上での「基本目標」として4項目を設定します。
いかなる大規模自然災害等が発生しようとも

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- 4 迅速な復旧復興が図られること

⑤ 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するために事前に備えるべき目標を8つ定めます。

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復できる条件を整備する

⑥ 計画の推進・見直し



事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	主な国土強靱化の推進方針
<p>1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる</p>	<p>1地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生 2異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 3大規模な火山災害及び土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態 4暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生 5情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>	<p>1-1 公共施設や住宅、病院・福祉施設等の耐震化・長寿命化対策、災害に強い市街地の形成、火災予防の推進 1-2 河川改修の推進・維持管理の強化、内水浸水対策の推進、ため池・洪水ハザードマップ等作成、避難計画の作成 1-3 火山の警戒避難体制の整備、土砂災害危険箇所の周知・対策、土砂災害防止対策の推進、森林の多面的機能の保全 1-4 除雪体制の連携強化、関係地区等との連絡強化、除雪機械等の整備、消雪施設の整備、除排雪体制の確保 1-5 住民への情報伝達手段の充実、高齢者等の要配慮者対策、避難場所への道路環境整備、避難場所及び避難所の指定・整備、自主防災組織等の結成・強化、施設等における避難計画の作成</p>
<p>2 大規模自然災害発生直後（以後「災害後」という。）から救助・救急、医療活動が迅速に行われる</p>	<p>1被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 2多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 3消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 4救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 5医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺 6被災地における疫病・感染症等の大規模発生 7劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生</p>	<p>2-1 備蓄による物資の確保、学校給食施設の整備、水道施設の確保、物資の供給ルートの確保、道の駅の防災機能強化 2-2 迂回路ネットワークの強化、緊急輸送路の減災・防災対策、土砂災害危険箇所の周知・対策の推進 2-3 消防拠点施設の再整備、消防団の充実・強化、救急救助体制の充実強化 2-4 緊急車両等に供給する燃料の確保 2-5 必要な医療・福祉人材の確保、非常用物資の供給支援ルートの確保、高齢者施設等の耐震化等施設整備 2-6 感染症予防措置の推進、上下水道施設の確保・業務継続計画の推進、合併処理浄化槽の転換、家畜伝染病対策強化 2-7 被災者の健康管理、学校施設の耐震化、長寿命化、避難場所及び避難所の指定・整備、市営住宅の空き部屋の活用</p>
<p>3 必要な行政機能の確保</p>	<p>1行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>	<p>3-1 行政の業務継続体制の整備、庁舎等の機能確保、職員の相互応援体制の推進、防災訓練の参加・実施</p>
<p>4 災害後から必要不可欠な情報通信機能は確保</p>	<p>1電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 2テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>	<p>4-1 消防施設の整備、情報システムの業務継続体制の確立、情報通信設備の耐災害性強化、住民への情報伝達手段充実 4-2 放送事業者との連携強化、住民への災害情報伝達手段の充実</p>
<p>5 災害後でも、経済活動を機能不全に陥らせない</p>	<p>1サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞 2食料等の安定供給の停滞</p>	<p>5-1 経済活動の機能維持、体系的な道路ネットワークの整備、迂回路となりうる農道・林道の整備 5-2 体系的な道路ネットワーク整備、迂回路となる農道・林道の整備、多様な担い手の育成・確保、農業水利施設の適正な保安全管理</p>
<p>6 災害後でも、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧を図る</p>	<p>1電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止 2上下水道等の長期間にわたる機能停止 3地域交通ネットワークが分断する事態 4異常湧水等により用水の供給の途絶</p>	<p>6-1 避難所等への燃料供給、緊急車両等の燃料確保、電力関係事業者との連携強化、再生可能エネルギーの導入 6-2 水道施設ライフラインの確保、下水道業務継続計画の推進、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、下水道施設の耐震化・長寿命化対策、下水道施設の耐水化対策、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-3 地域公共交通の確保、体系的な道路ネットワークの整備、迂回路となりうる農道・林道の整備、土砂災害危険箇所の周知・対策の推進、土砂災害防止対策の推進、道路除雪体制の確保、河川改修の推進・維持管理の強化 6-4 湧水時における情報共有体制の確保、農業用水の湧水対策</p>
<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>	<p>1ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生 2有害物質の大規模拡散・流出 3原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく 4農地・森林等の荒廃による被害の拡大 5風評等による地域経済等への甚大な影響</p>	<p>7-1 農業水利施設の適正な保安全管理、ため池の決壊等被害の防止、河川改修の推進・維持管理の強化、土砂災害防止対策の推進 7-2 有害物質の拡散・流出防止対策の推進 7-3 放射線モニタリング体制の充実・強化 7-4 土砂災害防止対策の推進、災害に強い森林の整備、農業水利施設の適正な保安全管理、鳥獣被害防止対策の充実・強化、多様な担い手の育成・確保 7-5 風評被害払拭のための更なる対策、家畜伝染病対策の充実・強化</p>
<p>8 災害後であっても、地域社会・経済を迅速に再建・回復する</p>	<p>1大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 2復旧・復興を担う人材の不足等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 3地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 4貴重な文化財や環境的資産の喪失 5事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態</p>	<p>8-1 災害廃棄物処理計画の策定・推進 8-2 市町村職員間の相互応援体制の推進、災害時応援協定締結者との連携強化、災害ボランティアセンター 8-3 地域コミュニティの再生・活性化、地域公共交通の確保、自主防災組織等の結成・強化、避難行動要支援者名簿の作成・更新 8-4 防災に対する意識啓発及び地域コミュニティの醸成 8-5 地籍調査による用地所有者把握、コミュニティ単位での避難・移転用地確保</p>